

自衛隊職場体験を考える会との協議等議事録（要旨）

教育委員会事務局

1 日 時 令和8年4月14日（火）午後3時30分～午後5時

2 場 所 大阪市役所地下1階 第1共通会議室

3 団 体 名 自衛隊職場体験を考える会

4 協議等の趣旨 自衛隊職場体験について

5 出 席 者

（団体側）

代表者 他 19 名

（本 市）

教育委員会事務局 3 名

6 議 事

（1）名簿の提出について（項目番号1）

団体要望概要

- 1－1 自衛隊職場体験を考える会の質問に自衛隊大阪地方協力本部が答えなかった件について、問い合わせをおこなったか。
- 1－2 大阪市教育委員会として、自衛隊大阪地方協力本部が職場体験実施の学校に求める体験生徒の個人情報について、実態を把握しているか。
- 1－3 本市の定めるルールとは、具体的にはどんなものか。
- 1－4 ルールの内容はどういったものか。
- 1－5 これまで行われた自衛隊職場体験において、自衛隊大阪地方協力本部が、体験生徒の個人情報を学校に求めるときの説明はどのようなもので、大阪市のルールに反していないか。
- 1－6 自衛隊大阪地方協力本部が求める、体験生徒の個人情報は、仮に利用目的や管理方法についての十分な説明がなくても、保護者の了解が得られれば提供できるという回答か。
- 1－7 承諾を得る部分について、どういう形で承諾ということになるように指示をされているのか。
- 1－8 個人情報について、学校任せになりすぎていると感じる。国や市の方針に基づき、教育の一環として職場体験に取り組んでいるため、教育委員会としての責任を自覚し指導してほしい。（意見のみ）

本市説明概要

- 1－1 問い合わせを行い、関係法令等に基づき、適切に取り扱っているとの回答を

得ている。自衛隊大阪地方協力本部の対応は、同本部の所掌に関する事項であり、本市教育委員会として、見解を述べる立場にはない。

- 1-2 職場体験に際して、事業所が求める情報の具体的な内容や利用目的、管理方法の詳細については、個別に把握はしていない。
- 1-3 個人情報の保護に関する法律、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例、大阪市教育委員会における個人情報の取扱いに関する関係規定などである。
- 1-4 内容を確認したうえで、後日回答させていただく。
- 1-5 個別に学校へおこなっている説明内容の詳細については、本市教育委員会として把握しているものではない。
なお、各校においては、個人情報の提供にあたり、関係法令及び本市の定めるルールに基づき、適切に対応が図られているものと認識をしている。
- 1-6 個人情報の提供にあたっては、各校において、事業所から示された利用目的等を踏まえ、本人及び保護者の承諾を得た上で、関係法令及び本市の定めるルールに基づき、適切に対応することが必要であると考えている。
- 1-7 承諾の方法について指示等はしておらず、報告も受けていない。

(2) 子どもの権利条約第 29 条について（項目番号 2）

団体要望概要

- 2-1 教育委員会の子どもの権利条約第 29 条の理解を教えてください。
- 2-2 自衛隊職場体験において、自衛隊員の仕事をどのように説明されているのか自衛隊が敵国と想定する国についての認識や自衛隊の役割は、体験生徒にどう説明されているのか。
- 2-3 自衛隊職場体験で学ぶ内容は、子どもの権利条約第 29 条に違反する可能性がある、と言っていることについての教育委員会の理解を知りたい。
- 2-4 自衛隊職場体験における・基本訓練・制服試着・野営食体験等の内容が、中学生の教育活動として適切なのか、また、募集基盤の拡充を目的に含む活動が、中学生対象の教育活動として妥当であるのか。
- 2-5 職場体験の中で、体力測定を実施している場合があるが、体力測定の結果データについて、処分状況など把握しているか。
- 2-6 他の政令指定都市の教育委員会の中には、職業体験の実施に際して、名前以外は提供しないという市町村もあった。もう少し丁寧に取り扱ってほしい。
(意見のみ)

本市説明概要

- 2-1 子どもの権利条約第 29 条は、教育が、子どもの人格・才能及び能力の最大限度までの発達を促すこと、人権及び基本的自由を尊重する精神、並びに平和・寛容、両性の平等及び友愛の精神を育むことなどを通して、子どもたちが自由な社会における、責任ある生活を送れるようにすることを示しているものと認識している。
- 2-2 職場体験における具体的な説明内容については、各受入れ機関において実施

されるものであり、本市教育委員会が個別の説明内容を把握しているものではないが、各校において、生徒の発達段階や教育的観点に配慮した内容となるように調整しているものと認識している。

- 2-3 自衛隊は、敵国を前提に戦闘を想定して訓練・準備する組織であり、職場体験で話される内容も、子どもの権利条約が求める内容と矛盾したものになる。そういった教育を中学校の教育課程の中でやるべきかどうかということが、問題になる可能性がある、という内容と認識している。
- 2-4 内容を確認したうえで、後日回答させていただく。
- 2-5 職場体験に際して、事業所が求める情報の具体的な内容や利用目的、管理方法の詳細については、個別に把握はしていない。

(3)「子どもの権利条約 38 条」と「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する選択議定書」(項目番号 3)

団体要望概要

- 3-1 自衛隊職場体験実施に当たって、子どもの権利条約 38 条と、関係選択議定書を考慮すべきかどうかという質問に答えていないが、別団体に対して、全ての教育活動において、子どもの権利条約は考慮されると答えている。この回答に間違いはないか。
- 3-2 子どもの権利条約 38 条と武力紛争における児童の関与に関する、児童の権利に関する選択議定書についての大阪市教育委員会の理解を教えてほしい。
- 3-3 武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する選択議定書第 3 条 3 C の規定からすると、自衛隊職場体験ではどんな説明が必要となるか。
- 3-4 個人情報提出しなければならない、日本国籍でないといけない、など問題点があること、また、子どもたちの中でも災害救助だけじゃないという点をわかっている部分もあるため、自衛隊を職場体験先とすることをもう少し考えてほしい。(意見のみ)
- 3-5 職場体験では、自分の先を考えられるような多様な経験をしてほしい。経済的な面で自衛隊へ就職するしかない、という子どもを生み出さないような大阪市の教育であってほしい。自衛隊を宣伝するような形になっていることについて見直すべきではないか。(意見のみ)
- 3-6 子どもの権利と子どもの学ぶ環境を守ることが教育委員会の一番大事な部分だと思うので、教育委員会が主体となって、本来の職場体験というものの在り方をきちんと考えてほしい。(意見のみ)

本市説明概要

- 3-1 子どもの権利条約は、子どもの権利の尊重に関する基本的な考え方を示したものであり、本市教育委員会においても、その趣旨を踏まえ、全ての教育活動を実施していく上で、重要であると認識をしている。
また、同条約及び関係する選択議定書の趣旨については、教育活動全体の中で踏まえるべきものと認識をしている。
- 3-2 子どもの権利条約第 38 条は、武力紛争における児童の保護等について定めた

ものであり、また、武力紛争における児童の関与に関する、児童の権利に関する議定書は、児童の軍事的関与の防止等に関する措置について、定めたものであると認識をしている。

- 3－3 職場体験における具体的な説明内容については、受入れ機関において実施されるものであり、本市教育委員会が個別にその内容を定める立場にはない。
- また、子どもの権利条約及び関係する選択議定書の趣旨については、教育活動全体の中で踏まえるべきものと認識をしている。
- なお、各校においては、職場体験の実施にあたり、受入れ機関と事前に体験内容を確認し、生徒の発達段階や教育的視点に配慮した内容となるよう、調整しているものと認識をしている。